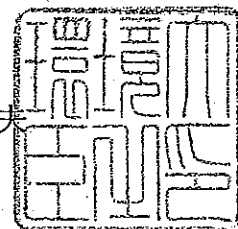


諮問第245号
環水大土発第080822001号
平成20年8月22日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣
齊藤鉄夫



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記について、環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年3月農林省告示第346号）（以下「告示」という。）に基づき、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(10E, 14E, 16E) - (1R, 4S, 5' S, 6S, 6' R, 8R, 12S, 13S, 20R, 21R, 24S) - 6' - [(S) - sec-ブチル] - 21, 24-ジヒドロキシ-5', 11, 13, 22-テトラメチル-2-オキソ- (3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ [15. 6. 1. 1^{4, 8}. 0^{20, 24}] ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン) - 6-スピロ-2' - (5', 6' -ジヒドロ-2' H-ピラン) - 12-イル=2, 6-ジデオキシ-4-O- (2, 6-ジデオキシ-3-O-メチル- α -L-arabino-ヘキソピラノシル) - 3-O-メチル- α -L-arabino-ヘキソピラノシド (別名 アベルメクチンB1a) 及び (10E, 14E, 16E) - (1R, 4S, 5' S, 6S, 6' R, 8R, 12S, 13S, 20R, 21R, 24S) - 21, 24-ジヒドロキシ-6' -イソプロピル-5', 11, 13, 22-テトラメチル-2-オキソ- (3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ [15. 6. 1. 1^{4, 8}. 0^{20, 24}] ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン) - 6-スピロ-2' - (5', 6' -ジヒドロ-2' H-ピラン) - 12-イル=2, 6-ジデオキシ-4-O- (2, 6-ジデオキシ-3-O-メチル- α -L-arabino-ヘキソピラノシル) - 3-O-メチル- α -L-arabino-ヘキソピラノシド (別名 アベルメクチンB1b) の混合物 (別名 アバメクチン)

2- (4-エトキシフェニル) - 2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジル=エーテル (別名 エトフェンプロックス)

2-アミノ-3-クロロ-1, 4-ナフトキノン (別名 キノクラミン又はACN)

アンモニウム=DL-ホモアラニン-4-イル (メチル) ホスフィナート (別名 グルホシネート)

ナトリウム=L-ホモアラニン-4-イル (メチル) ホスフィナート (別名 グルホシネートPナトリウム塩)

3-ブロモ-N- [4-クロロ-2-メチル-6- (メチルカルバモイル) フェニル] - 1- (3-クロロピリジン-2-イル) - 1H-ピラゾール-5-カルボキサミド (別名 クロラントラニリプロール)

エチル=2- (4-クロロ-6-メトキシピリミジン-2-イルカルバモイルスルファモイル) ベンゾアート (別名 クロリムロンエチル)

1- [2- (シクロプロピルカルボニル) アニリノスルホニル] - 3- (4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル) 尿素 (別名 シクロスルファムロン)

(RS) - 2-クロロ-N- (2, 4-ジメチル-3-チエニル) - N- (2-メトキシ-1-メチルエチル) アセトアミド (別名 ジメテナミド)

(S) - 2-クロロ-N- (2, 4-ジメチル-3-チエニル) - N- (2-メトキシ

-1-メチルエチル) アセトアミド (別名 ジメテナミドP)

α , α , α -トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-p-トルイジン
(別名 トリフルラリン)

メチル=3-クロロ-5-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイルス
ルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート (別名 ハロスルフロ
ンメチル)

S-6-クロロ-2, 3-ジヒドロ-2-オキソベンズオキサゾール-3-イルメチル
O, O-ジエチルホスホロジチオエート (別名 ホサロン)

2-クロロ-6'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-アセト-o-
トルイジド (別名 メトラクロール)

(S)-2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'
-メチルアセトアニリド (80%-100%) および (R)-2-クロロ-2'-エチ
ル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド (20%
-0%) (別名 S-メトラクロール)

(別紙2)

エチル=2-(4-クロロ-6-メトキシピリミジン-2-イルカルバモイルスルファモイル)ベンゾアート (別名 クロリムロンエチル)

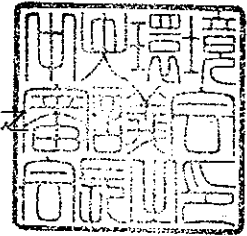
1-{3-[(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイル)スルファモイル]-2-ピリジル}-2-フルオロプロピル=メトキシアセタート (別名 フルセトスルフロン)

2-(4-クロロフェニル)-N-[3-メトキシ-4-(プロパー-2-イニルオキシ)フェネチル]-2-(プロパー-2-イニルオキシ)アセトアミド (別名 マンジプロパミド)

中環審第470号
平成20年8月22日

中央環境審議会土壤農薬部会
部会長 松本 聡 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が
定める基準の設定について（付議）

平成20年8月22日付け諮問第245号、環水大土発第080822001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。